

規定の改正について

以下の規定につきまして、2024年1月1日付で改正を行います。

投資信託総合取引規定

改正後	改正前
<p>第1条 (省略)</p> <p>第2条 (投資信託総合取引の利用)</p> <p>お客様は、この規定に基づいて次の各号に掲げる約款・規定にかかる取引のうち当組合が定める取引（この規定において「投資信託総合取引」と総称します。）を利用できます。</p> <p>① 投資信託受益権振替決済口座管理規定</p> <p>② 外国証券取引口座約款</p> <p>③ 特定口座約款</p> <p>④ 非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款</p> <p>⑤ 投資信託累積投資規定</p> <p>⑥ 「JAの投信つみたてサービス」取扱規定</p> <p>⑦ JAバンク投信ネットサービス利用規定</p> <p>第3条～第6条 (省略)</p> <p>第6条の2 (指定口座の管理)</p> <p>1～2 (省略)</p> <p>3 お客様が第2項の手続を取らず、指定口座が同口座の規定に基づいて解約されたことによって生じた損害について、当組合は責任を負いません。</p> <p>第7条～第13条 (省略)</p>	<p>第1条 (同左)</p> <p>第2条 (投資信託総合取引の利用)</p> <p>お客様は、この規定に基づいて次の各号に掲げる約款・規定にかかる取引のうち当組合が定める取引（この規定において「投資信託総合取引」と総称します。）を利用できます。</p> <p>① 投資信託受益権振替決済口座管理規定</p> <p>② 外国証券取引口座約款</p> <p>③ 特定口座約款</p> <p>④ 非課税上場株式等管理および非課税累積投資（追加）に関する約款</p> <p>⑤ 投資信託累積投資規定</p> <p>⑥ 「JAの投信つみたてサービス」取扱規定</p> <p>⑦ JAバンク投信ネットサービス利用規定</p> <p>第3条～第6条 (同左)</p> <p>第6条の2 (指定口座の管理)</p> <p>1～2 (同左)</p> <p>3 お客様が前2項の手続を取らず、指定口座が同口座の規定に基づいて解約されたことによって生じた損害について、当組合は責任を負いません。</p> <p>第7条～第13条 (同左)</p>

非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款

改正後	改正前
<p>非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款</p> <p>第1条 (約款の趣旨)</p> <p>この約款は、お客様（第2条第7項に規定する個人のお客様に限ります。）が租税特別措置法（以下「法」といいます。）第9条の8に定める非課税口座内の少額上場株式等にかかる配当所得の非課税および法第37条の14に定める非課税口座内の少額上場株式等にかかる譲渡所得等の非課税の特例（以下「特例」といいます。）の適用を受けるため、当組合に開設する非課税口座にかかる非課税上場株式等管理契</p>	<p>非課税上場株式等管理および非課税累積投資（追加）に関する約款</p> <p>第1条 (約款の趣旨)</p> <p>この約款は、お客様（第2条第11項に規定する個人のお客様に限ります。）が租税特別措置法（以下「法」といいます。）第9条の8に定める非課税口座内の少額上場株式等にかかる配当所得の非課税および法第37条の14に定める非課税口座内の少額上場株式等にかかる譲渡所得等の非課税の特例（以下「特例」といいます。）の適用を受けるため、当組合に開設する非課税口座にかかる非課税上場株式等管理契約および非課税累積投資契約（追加）（法第37条</p>

約、非課税累積投資契約および特定非課税累積投資契約（法第 37 条の 14 第 5 項第 2 号、第 4 号および第 6 号に規定されるものをいいます。以下同じ。）について、法第 37 条の 14 第 5 項第 2 号、第 4 号および第 6 号に定める要件および当組合との権利義務関係を明確にするためのものです。

2 お客様が当組合で、この約款に基づき、法第 37 条の 14 第 5 項第 6 号に規定する「特定非課税累積投資契約」を締結されるには、それとは別に当組合との間で「投資信託累積投資規定」「J A の投信つみたてサービス」取扱規定に基づく契約を締結いただくことが必要です。

3 （省略）

第 2 条（非課税口座開設届出書等の提出）

お客様が特例の適用を受けるため、当組合に非課税口座の開設を申し込む際には、法第 37 条の 14 第 5 項の規定に基づき、非課税口座開設届出書（削除 勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除きます。）に必要事項を記載のうえ、署名押印し、当組合に提出するものとします。

2 前項にかかわらず、お客様が、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座に特定累積投資勘定（この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、法第 37 条の 14 第 5 項第 7 号の規定に基づき、2024 年以後の各年（削除）に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。）ならびに特定非課税管理勘定（この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、法第 37 条の 14 第 5 項第 8 号の規定に基づき、2024 年以後の各年（削除）に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。）が設けられている場合において、当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当組合に非課税口座を開設しようとする場合には、当組合所定の非課税口座開設届出書に、勘定廃止通知書（法第 37 条の 14 第 5 項第 9 号に規定するものをいいます。以下同じ。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年 10 月 1 日から開設しようとする年の 9 月 30 日までに提出するものとします。

2 の 2 前項のお客様が既に当組合に非課税口座

の 14 第 5 項第 2 号および第 4 号（追加）に規定されるものをいいます。以下同じ。）について、法第 37 条の 14 第 5 項第 2 号および第 4 号（追加）に定める要件および当組合との権利義務関係を明確にするためのものです。

2 お客様が当組合で、この約款に基づき、法第 37 条の 14 第 5 項第 4 号に規定する「非課税累積投資契約」を締結されるには、それとは別に当組合との間で「投資信託累積投資規定」「J A の投信つみたてサービス」取扱規定に基づく契約を締結いただくことが必要です。

（同左）

第 2 条（非課税口座開設届出書等の提出）

お客様が特例の適用を受けるため、当組合に非課税口座の開設を申し込む際には、法第 37 条の 14 第 5 項の規定に基づき、非課税口座開設届出書（非課税適用確認書、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除きます。）に必要事項を記載のうえ、署名押印し、当組合に提出するものとします。

2 前項にかかわらず、お客様が、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座に非課税管理勘定（この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014 年から 2023 年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。）または累積投資勘定（この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018 年から 2023 年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。）が設けられている場合において、当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当組合に非課税口座を開設しようとする場合には、当組合所定の非課税口座開設届出書に、勘定廃止通知書（法第 37 条の 14 第 5 項第 9 号に規定するものをいいます。以下同じ。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年 10 月 1 日から開設しようとする年の 9 月 30 日までに提出するものとします。

2 の 2 前項のお客様が既に当組合に非課税口座

を開設されており、当該口座に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を設定しようとする場合には、前項に定める期限内に、勘定廃止通知書および当組合所定の依頼書を当組合に提出してください。

3 前三項にかかわらず、(途中省略)提出するものとしします。ただし、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該書類を受理することができません。

4 (省略)

5 第1項の非課税口座開設届出書が提出され、当組合が申込みを承諾した場合には、その提出された日において非課税口座が開設されます。

6 (省略)

7 (削除)

非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の1月1日において満18歳以上である居住者のお客様に限ります。

8 当組合に既に非課税口座を開設しているお客様は、非課税口座開設届出書を当組合に提出することはできません。(削除)

9 非課税口座を当組合以外の他の金融商品取引業者等に開設し、または開設していたお客様は、非課税口座開設届出書 ((削除) 廃止通知書が添付されたものを除きます。)を当組合に提出することはできません。

10 (省略)

(削除)

11 2023年12月31日においてお客様が当組合に非課税口座を開設しており、当該非課税口座に同年分の非課税管理勘定または累積投資勘定を設定している場合には、当組合は、お客様が2024年1月1日において、当組合と法第37条の14第5項第1号ハに定める特定非課税累積

を開設されており、当該口座に非課税管理勘定または累積投資勘定のみを設定しようとする場合には、前項に定める期限内に、勘定廃止通知書および当組合所定の依頼書を当組合に提出してください。

3 前三項にかかわらず、(同左)提出するものとしします。ただし、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該書類を受理することができません。

4 (同左)

5 第1項の非課税口座開設届出書が、提出され、当組合が申込みを承諾した場合には、その提出された日において非課税口座が開設されます。

6 (同左)

7 すでに当組合に非課税口座を開設しているお客様が新たに非課税管理勘定または累積投資勘定(第2項に定めるものをいいます。)を設定しようとする場合には、当組合の定める一定の書類を提出するものとしします。
(追加)

8 当組合に既に非課税口座を開設しているお客様は、非課税口座開設届出書を当組合に提出することはできません。ただし、当組合に既に非課税口座を開設しているお客様で、2021年4月1日において2017年分の非課税管理勘定を当組合に設定しているが、同日前に当組合に個人番号の告知を行っていないお客様が、2021年12月31日までに「非課税口座開設届出書」を当組合に提出される場合は、この限りではありません。

9 非課税口座を当組合以外の他の金融商品取引業者等に開設し、または開設していたお客様は、非課税口座開設届出書 (非課税適用確認書または廃止通知書が添付されたものを除きます。)を当組合に提出することはできません。

10 (同左)

11 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の1月1日において満18歳以上である居住者のお客様に限ります。

12 2023年12月31日においてお客様が当組合に非課税口座を開設しており、当該非課税口座に同年分の非課税管理勘定または累積投資勘定を設定している場合には、当組合は、お客様が2024年1月1日において、当組合と租税特別措置法第37条の14第5項第1号ハに定める特

投資契約を締結したものとみなして、同日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を設定します。ただし、同日において当組合に、第6条に定める非課税口座廃止届出書の提出をしたお客様は除かれます。

第2条の2（非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い）

お客様が当組合に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当組合において非課税口座の開設をした後に、（途中省略）当組合において速やかに特定口座への移管を行うことといたします（（税務署非承認の回答時に特定口座開設済みのお客様に限りませす。）。ただし、この場合でもつみたて投資枠における「農林中金<パートナーズ>長期厳選投資 おおぶね」の取引に関しては、上記によらず、開設のときから一般口座での取引のままとして取り扱わせていただきます。

第3条（特定累積投資勘定の設定）

お客様が特例の適用を受けるための特定累積投資勘定は、2024年以後の各年において設けられます。

- 2 当組合に非課税口座を開設しているお客様で、その年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合または設けられていた場合において、当組合の非課税口座に当該年分の特定累積投資勘定を設けようとする場合には、当該年分の特定累積投資勘定が設けられる前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当組合に廃止通知書を提出するものとします。ただし、提出いただく廃止通知書が非課税口座の廃止により交付されたもので、廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該廃止通知書を受理することができません。
- 3 すでに当組合に非課税口座を開設しているお客様（当該お客様が、他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座にその年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられていた場合、またはその年分の翌年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられることになっている場合を除く。）が、新たに特定累積投資勘定を当組合に設けようとする場合には、第6条に定める「非課税口座廃止届出書」を提出して、すでに開設している非課税口

定非課税累積投資契約を締結したものとみなして、同日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を設定します。ただし、同日において当組合に、第6条に定める非課税口座廃止届出書の提出をしたお客様は除かれます。

第2条の2（非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い）

お客様が当組合に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当組合において非課税口座の開設をした後に、（同左）当組合において速やかに特定口座への移管を行うことといたします（（税務署非承認の回答時に特定口座開設済みのお客様に限りませす。）。（追加）

第3条（非課税管理勘定の設定）

お客様が特例の適用を受けるための非課税管理勘定は、非課税適用確認書、廃止通知書、非課税口座簡易開設届出書または非課税口座開設届出書に記載の非課税管理勘定にかかる勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。

- 2 当組合に非課税口座を開設しているお客様で、その年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合または設けられていた場合において、当組合の非課税口座に当該年分の非課税管理勘定を設けようとする場合には、当該年分の非課税管理勘定が設けられる前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当組合に廃止通知書を提出するものとします。ただし、提出いただく廃止通知書が非課税口座の廃止により交付されたもので、廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該廃止通知書を受理することができません。
- 3 すでに当組合に非課税口座を開設しているお客様（追加）が、新たな勘定設定期間にかかる非課税管理勘定も当組合に設けようとする場合には、第6条に定める「非課税口座廃止届出書」を提出して、すでに開設している非課税口座を廃止したうえで、あらためて第2条第1項に定める「非課税口座開設届出書」その他当組合の定める一定の書類を当組合に提出するものとします。この場合、第2条第1項および第4項の規定を準用します。ただし、第2条第8項

座を廃止したうえで、あらためて第2条第1項に定める「非課税口座開設届出書」その他当組合の定める一定の書類を当組合に提出するものとし、この場合、第2条第1項および第4項の規定を準用します。(削除)

- 4 特定累積投資勘定は、2024年以後の各年の1月1日（非課税口座開設届出書（(削除) 廃止通知書が添付されたものを除きます。）が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、税務署から当組合にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）に設けられます。

第3条の2（特定非課税管理勘定の設定）

非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定は、第3条の特定累積投資勘定と同時に設けられます。

(削除)

第4条（非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定における処理）

ただし書きの規定に該当する場合は、この限りではありません。

- 4 非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座開設届出書（非課税適用確認書または廃止通知書が添付されたものを除きます。）が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、税務署から当組合にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）に設けられます。

第3条の2（累積投資勘定の設定）

お客様が特例の適用を受けるための累積投資勘定は、非課税適用確認書、廃止通知書または非課税口座開設届出書に記載の累積投資勘定にかかる勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。

- 2 前条第2項の規定は、当組合に非課税口座を開設しているお客様で、その年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合または設けられていた場合において、当組合の非課税口座に当該年分の累積投資勘定を設けようとする場合に準用します。

- 3 前条第3項の規定は、すでに当組合に非課税口座を開設しているお客様が、新たな勘定設定期間にかかる累積投資勘定を当組合に設けようとする場合に、準用します。

- 4 累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座開設届出書（非課税適用確認書または廃止通知書が添付されたものを除きます。）が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、税務署から当組合にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。

第4条（非課税管理勘定または累積投資勘定（追加）における処理）

1～2 (省略)

3 特定非課税累積投資契約に基づいた非課税口座内の株式投資信託の振替口座簿への記載もしくは記録は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において処理いたします。

第5条 (金融商品取引業者等変更届出書の提出および特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定の廃止)

お客様が当組合に開設されている非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座に設けようとする場合には、当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年の前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当組合に金融商品取引業者等変更届出書(法第37条の14第13項に規定するものをいいます。以下同じ。)を提出するものとします。この場合、当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定にすでに株式投資信託の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理することができません。

2 前項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受理した場合において、他の金融商品取引業者等に設けようとする年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が当組合にすでに設けられているときは、当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定は、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理したときに廃止されます。

3 第1項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を提出された日の属する年の翌年以後の各年(同日の属する勘定設定期間内の各年に限り)においては、第3条第1項または第3条の2第1項の規定にかかわらず、当組合に開設された非課税口座に新たな非課税管理勘定、累積投資勘定、または特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定は設けられません。ただし、第3条第2項(削除)の規定による場合は、この限りではありません。

4 (省略)

第6条 (非課税口座廃止届出書の提出)

1～2 (省略)

3 第1項に規定される非課税口座廃止届出書の提出を、1月1日から9月30日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座にその年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられているとき、または10月1日から12月31日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座に翌

1～2 (同左)

(追加)

第5条 (金融商品取引業者等変更届出書の提出および非課税管理勘定または累積投資勘定の廃止)

お客様が当組合に開設されている非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積投資勘定を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座に設けようとする場合には、当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年の前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当組合に金融商品取引業者等変更届出書(法第37条の14第13項に規定するものをいいます。以下同じ。)を提出するものとします。この場合、当該非課税管理勘定または累積投資勘定にすでに株式投資信託の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理することができません。

2 前項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受理した場合において、他の金融商品取引業者等に設けようとする年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が当組合にすでに設けられているときは、当該非課税管理勘定または累積投資勘定は、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理したときに廃止されます。

3 第1項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を提出された日の属する年の翌年以後の各年(同日の属する勘定設定期間内の各年に限り)においては、第3条第1項または第3条の2第1項の規定にかかわらず、当組合に開設された非課税口座に新たな非課税管理勘定(追加)は設けられません。ただし、第3条第2項および第3条の2第2項の規定による場合は、この限りではありません。

4 (同左)

第6条 (非課税口座廃止届出書の提出)

1～2 (同左)

3 第1項に規定される非課税口座廃止届出書の提出を、1月1日から9月30日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座にその年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられているとき、または10月1日から12月31日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座に翌年分の非

年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられることとされているときは、当組合はお客様に対し、非課税口座廃止通知書を交付します。

第7条（特定累積投資勘定に受け入れる株式投資信託の範囲）

当組合は、お客様の非課税口座に設けられる特定累積投資勘定には、お客様が当組合と締結した累積投資契約（当組合の「投資信託累積投資規定」、「J Aの投信つみたてサービス」取扱規定）に基づき契約をいいます。以下同じ。）に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託（累積投資上場株式等に限り、以下、これを「特定累積投資上場株式等」といいます。）のみを受け入れます。

- ① 第3条第4項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額（購入した株式投資信託についてはその購入の代価の額をいいます。）の合計額が120万円を超えないもの。ただし、当該特定累積投資上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている、買付の委託等により取得した株式投資信託の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に前年に受け入れている株式投資信託の購入の代価の額等をいいます。）の合計額が1,800万円を超えることとなるときにおける当該特定累積投資上場株式等を除きます。

（削除）

- ② 当該特定累積投資勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合にかかる株式投

課税管理勘定または累積投資勘定が設けられることとされているときは、当組合はお客様に対し、非課税口座廃止通知書を交付します。

第7条（非課税管理勘定に受け入れる株式投資信託の範囲）

当組合は、お客様の非課税口座に設けられる非課税管理勘定には、次の各号に定める株式投資信託（当該非課税口座が開設されている当組合の営業所にかかる振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるもの）に限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした株式投資信託で、①、②に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。

- ① 次に掲げる上場株式等で、第3条第4項の規定に基づき当該非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額（イの場合、購入した株式投資信託についてはその購入の代価の額、ロの移管により受け入れる株式投資信託についてはその移管にかかる払出し時の金額をいいます。第12条第2項において同じ。）の合計額が120万円（②により受け入れた株式投資信託がある場合には、当該株式投資信託の移管にかかる払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの
 - イ お客様が、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当組合で募集の取扱いにより取得した株式投資信託で、その取得後直ちに非課税管理勘定に受け入れるもの
 - ロ 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けたお客様の非課税口座にかかる他の年分の非課税管理勘定をいいます。）から、施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる株式投資信託（②に掲げるものを除きます。）
- ② 施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる株式投資信託
- ③ 当該非課税管理勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するも

資信託の特定累積投資勘定への受入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの。

2 前項の規定に基づき、特定累積投資勘定に受け入れる株式投資信託の取引については、販売および解約にかかる手数料、ならびに、取引口座の管理、維持等にかかる口座管理料はいただいております。

3 お客様が当組合において、特定非課税累積投資契約に基づき特定累積投資勘定に受け入れた株式投資信託について、その株式投資信託にかかる投資信託約款の変更や流動性の低下等により、法第 37 条の 14 または施行令第 25 条の 13 第 15 項の要件を満たさなくなり、または平成 29 年内閣府告示第 540 号第 5 条に規定する対象商品廃止等届出書が提出されたことで、当組合の「投資信託累積投資規定」「JA の投信つみたてサービス」取扱規定によりお客様が取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄から除外されることがとなった場合には、当該株式投資信託については、当該告示第 5 条第 1 項各号に該当することとなる日において、非課税口座から課税口座に払い出されます。

第 7 条の 2（特定非課税管理勘定に受け入れる株式投資信託の範囲）

当組合は、お客様の非課税口座に設けられる特定非課税管理勘定には、次の各号に定める株式投資信託のみを受け入れます。

① 第 3 条の 2 に基づき特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31

ので、当該分割または併合にかかる株式投資信託の非課税管理勘定への受入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの。

(追加)

第 7 条の 2（累積投資勘定に受け入れる株式投資信託の範囲）

当組合は、お客様の非課税口座に設けられる累積投資勘定には、お客様が当組合と締結した累積投資契約（当組合の「投資信託累積投資規定」「JA の投信つみたてサービス」取扱規定）に基づく契約をいいます。以下同じ。）に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託（法第 37 条の 14 第 1 項第 2 号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託にかかる委託者指図型投資信託約款において施行令第 25 条の 13 第 15 項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの（以下、「累積投資上場株式等」といいます。）に限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした株式投資信託で、①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。

① 第 3 条の 2 第 2 項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31

日までの間に、当組合が行う有価証券の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り。）により取得をした株式投資信託で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた株式投資信託の取得対価の額（購入した株式投資信託についてはその購入の代価の額をいいます。）の合計額が240万円を超えないもの。ただし、当該株式投資信託を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなる場合を除きます。

イ 当該合計額および特定非課税管理勘定基準額（特定非課税管理勘定に前年に受け入れている株式投資信託の購入の代価の額等をいいます。）の合計額が1,200万円を超える場合

ロ 当該期間内の取得対価の額の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている、買付の委託等により取得した特定累積投資上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合

（削除）

② 当該特定非課税管理勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合にかかる株式投資信託の特定非課税管理勘定への受け入れを、振替口座簿に記載または記録する方法により行うもの

2 特定非課税管理勘定には、次のいずれかに該当するものを受け入れることができません。

① その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄または上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの

② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口または特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款

日までの間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額（購入した株式投資信託についてはその購入の代価の額をいいます。）の合計額が40万円（②に掲げる累積投資上場株式等がある場合には、当該累積投資上場株式等の取得に要した金額として施行令第25条の13第22項で定める金額を控除した金額）を超えないもの

② 施行令第25条の13第23項により読み替えて準用する同条第10項第1号の規定に基づき、他年分特定累積投資勘定（当該累積投資勘定を設けた口座に係る他の年分の特定累積投資勘定をいいます。）から当該他年分特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる累積投資勘定に移管がされる上場株式等

③ 当該累積投資勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合にかかる株式投資信託の累積投資勘定への受け入れを、振替口座簿に記載または記録する方法により行うもの

2 前項の規定に基づき、つみたてNISAにより累積投資勘定に受け入れる株式投資信託の取引については、販売および解約にかかる手数料、並びに取引口座の管理、維持等にかかる口座管理料はいただいております。

(外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類)、同法第67条第1項に規定する規約(外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類)または信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資(施行令第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。)として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの

③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、委託者指図型投資信託約款に、次の定めがあるもの以外のもの

イ 信託契約期間を定めないことまたは20年以上の信託契約期間が定められていること

ロ 収益の分配は、1か月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ信託の計算期間ごとに行うこととされていること

(削除)

第8条(譲渡の方法)

お客様は、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載または記録がされている(以下省略)

第9条(非課税管理勘定終了時の取扱い)
(省略)

2 前項にかかわらず、(削除)第6条第2項(削除)の規定により非課税管理勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該非課税管理勘定は廃止されます。

3 第1項の終了時点で、非課税管理勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に依

3 お客様が当組合において、非課税累積投資契約に基づき累積投資勘定に受け入れた株式投資信託について、その株式投資信託にかかる投資信託約款の変更や流動性の低下等により、法第37条の14または施行令第25条の13第15項の要件を満たさなくなり、または平成29年内閣府告示第540号第5条に規定する対象商品廃止等届出書が提出されたことで、当組合の「投資信託累積投資規定」「J Aの投信つみたてサービス」取扱規定によりお客様が取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄から除外されることとなった場合には、当該株式投資信託については、当該告示第5条第1項各号に該当することとなる日において、非課税口座から課税口座に払い出されます。

第8条(譲渡の方法)

お客様は、非課税管理勘定または累積投資勘定(追加)において振替口座簿への記載または記録がされている(同左)

第9条(非課税管理勘定終了時の取扱い)
(同左)

2 前項にかかわらず、第5条第2項もしくは第6条第2項または施行令第25条の13の2第3項の規定により非課税管理勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該非課税管理勘定は廃止されます。

3 前二項の終了時点で、非課税管理勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に依

じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。

①～② (省略)

第9条の2 (累積投資勘定終了時の取扱い)
(省略)

2 前項の規定にかかわらず、削除第6条第2項 削除の規定により累積投資勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該累積投資勘定は廃止されます。

3 第1項の終了時点で、累積投資勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に
応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。

①～② (省略)

第9条の3 (特定累積投資勘定終了時の取扱い)

この約款に基づき設定した特定累積投資勘定は、第5条第2項または第6条第2項の規定により特定累積投資勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に終了します。

2 前項の終了時点で、特定累積投資勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に
応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。

① お客様から当組合に対して施行令第25条の10の2第14項第27号に規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管
ただし、この場合でも特定累積投資勘定における「農林中金<パートナーズ>長期厳選投資 おおぶね」に関しては、上記によらず、一般口座への移管となります。

② 前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管

第9条の4 (特定非課税管理勘定終了時の取扱い)

この約款に基づき設定した特定非課税管理勘定は、第5条第2項または第6条第2項の規定により特定非課税管理勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に終了します。

2 前項の終了時点で、特定非課税管理勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に
応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。

① お客様から当組合に対して施行令第25条の10の2第14項第27号に規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管

② 前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管

第10条 (累積投資勘定または特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定を設定した場合の所在地確認)

じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。

①～② (同左)

第9条の2 (累積投資勘定終了時の取扱い)
(同左)

2 前項の規定にかかわらず、第5条第2項もしくは第6条第2項または施行令第25条の13の2第3項の規定により累積投資勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該累積投資勘定は廃止されます。

3 前二項の終了時点で、累積投資勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に
応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。

①～② (同左)

(追加)

(追加)

第10条 (累積投資勘定 (追加) を設定した場合の所在地確認)

当組合は、(途中省略) 基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定または特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、(途中省略)場合を除きます。

① 当組合がお客様から住民票の写しその他租税特別措置法施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示またはお客様の同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所

② (省略)

2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合(第1項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。)には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座にかかる特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定に株式投資信託の受入れを行うことはできなくなります。(以下省略)

(削除)

第11条(非課税口座内の株式投資信託にかかる配当所得および譲渡所得等の非課税等)

1～3 (省略)

4 お客様の非課税口座に設けられた特定累積投

当組合は、(同左) 基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定(追加)を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、(途中省略)場合を除きます。

① 当組合がお客様から(追加) 租税特別措置法施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示またはお客様の施行令第25条の13第8項第2号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または特定署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所

② (同左)

2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合(第1項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。)には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座にかかる累積投資勘定に株式投資信託の受入れを行うことはできなくなります。(同左)

第10条の2(非課税管理勘定と累積投資勘定の
変更手続き)

お客様が当組合に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当組合に対して「非課税口座異動届出書」(施行令第25条の13の2第2項に規定されるものをいいます。以下本条において同じ。)を提出していただく必要があります。

2 お客様が当組合に開設した非課税口座に設けられた、その年の勘定の種類を変更しようとする場合には、当組合が別に定める期限までに、当組合に対して「非課税口座異動届出書」をご提出いただく必要があります(ただし、当該非課税口座異動届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に株式投資信託の受入れが行われていた場合には、当組合は当該非課税口座異動届出書を受理することができません)。

第11条(非課税口座内の株式投資信託にかかる配当所得および譲渡所得等の非課税等)

1～3 (同左)

(追加)

資勘定に受け入れた株式投資信託にかかる第1項および第2項の適用については、「当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間」を「当該特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日以後の期間」と読み替えるものとします。

5 お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定に受け入れた株式投資信託にかかる第1項および第2項の適用については、「当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間」を「当該特定非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日以後の期間」と読み替えるものとします。

6 非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に受け入れた株式投資信託の譲渡による収入金額が（以下省略）

第12条（非課税口座での取引である旨の申し出）

お客様が特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当組合での募集の取扱いにより、第7条の2第1項第1号の定めに基づき取得した株式投資信託を当該特定非課税管理勘定に受け入れようとする場合には、当該取得にかかる申込み等を行う際に、また、累積投資契約により特定非課税管理勘定に受け入れようとする場合、または累積投資契約により第7条第1項第1号の定めに基づき特定累積投資勘定に受け入れようとする場合は、当該累積投資契約締結の際に、当組合に対して非課税口座での取引である旨を申し出てください。当該申し出がない場合は、特定口座または一般口座に受け入れます。また、特定非課税累積投資契約に基づき、株式投資信託を特定累積投資勘定に受け入れようとする場合には、第2項の場合を除いて、特定口座および一般口座に受け入れることはできません。なお、特定累積投資勘定に受け入れようとする場合の累積投資契約においては、当該各年の特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下「受入期間」といいます。）に取得することとなる株式投資信託の購入の代価が、120万円を超えることとなる累積投資契約は、締結することができません。

2 前項の規定により、当該特定非課税管理勘定で受け入れようとする場合において、受け入れ

(追加)

4 非課税管理勘定および累積投資勘定（追加）に受け入れた株式投資信託の譲渡による収入金額が（以下省略）

第12条（非課税口座での取引である旨の申し出）

お客様が非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当組合での募集の取扱いにより、第7条第1号の定めに基づき取得した株式投資信託を当該非課税管理勘定に受け入れようとする場合には、当該取得にかかる申込み等を行う際に、(追加)当組合に対して非課税口座での取引である旨を申し出てください。当該申し出がない場合は、特定口座または一般口座に受け入れます。また、非課税累積投資契約に基づき、株式投資信託を累積投資勘定に受け入れようとする場合には、第2項の場合を除いて、特定口座および一般口座に受け入れることはできません。なお、非課税累積投資契約においては、当該各年の累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下「受入期間」といいます。）に取得することとなる株式投資信託の購入の代価が、40万円を超えることとなる累積投資契約は、締結することができません。

2 前項の規定により、当該非課税管理勘定で受け入れようとする場合において、受け入れよう

ようとする株式投資信託の取得対価の額の合計額が 240 万円 を超える場合には、当該 240 万円 を超える部分の株式投資信託について、特定口座または一般口座に受け入れます。

また、当該特定累積投資勘定で受け入れようとする場合（「農林中金<パートナーズ>長期厳選投資 おおぶね」（以下本条において「当該ファンド」といいます。）を除く。）において、分配金再投資その他（分配金再投資は、当該年分および過去の年分の特定累積投資勘定で保有する投資信託の分配金に限ります。）による株式投資信託の取得により、受入期間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額の合計額が 120 万円 を超える場合は、当該 120 万円 を超える部分の株式投資信託については、特定口座または一般口座に受け入れます。

3 前項の規定については、当組合が適当と認める所定の手続きによって非課税口座または特定口座または一般口座に受け入れます。

4 お客様が（途中省略）旨を申し出てください。

また、お客様が非課税口座で保有されている当該ファンドを譲渡される場合には、特定累積投資勘定に保有する当該ファンドの取引か、特定非課税管理勘定に保有する当該ファンドの取引かを申し出てください。

なお、お客様が当組合の非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡される場合において、当該株式投資信託と同一の銘柄を複数の非課税管理勘定または累積投資勘定に受け入れられている場合、または複数の特定累積投資勘定もしくは複数の特定非課税管理勘定に受け入れられている場合には、先に受け入れられたものから譲渡することとします。

第 13 条（非課税口座内の株式投資信託の払出しに関する通知）

お客様が、法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定から株式投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、（削除）特定口座への移管にかかるものを除きます。）をした場合には、（以下省略）

第 14 条（非課税口座年間取引報告書の送付）

当組合は、法第 37 条の 14 第 34 項および施行令第 25 条の 13 の 7 の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年 1 月 31 日までに所轄税務署長に提出します。

第 15 条（届出事項の変更）

「非課税口座開設届出書」の提出後に、当組

とする株式投資信託の取得対価の額の合計額が 120 万円 を超える場合には、当該 120 万円 を超える部分の株式投資信託について、（追加）非課税累積投資契約に基づき累積投資勘定で受け入れようとする場合において、分配金再投資その他（分配金再投資は、当該年分および過去の年分の累積投資勘定で保有する投資信託の分配金に限ります。）による株式投資信託の取得により、受入期間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額の合計額が 40 万円 を超える場合は、当該 40 万円 を超える部分の株式投資信託については、特定口座または一般口座に受け入れます。

（追加）

3 お客様が（同左）旨を申し出てください。

（追加）

なお、お客様が当組合の非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡される場合において、当該株式投資信託と同一の銘柄を複数の非課税管理勘定 （追加）に受け入れられている場合、または複数の累積投資勘定に受け入れられている場合には、先に受け入れられたものから譲渡します。

第 13 条（非課税口座内の株式投資信託の払出しに関する通知）

お客様が、法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定または累積投資勘定から株式投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第 7 条第 1 号口および第 2 号に規定する移管にかかるもの、第 7 条第 3 号または第 7 条の 2 第 1 項第 2 号によるものおよび特定口座への移管にかかるものを除きます。）をした場合には、（同左）

第 14 条（非課税口座年間取引報告書の送付）

当組合は、法第 37 条の 14 第 31 項および施行令第 25 条の 13 の 7 の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年 1 月 31 日までに所轄税務署長に提出します。

第 15 条（届出事項の変更）

非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座

合に届出した氏名、住所その他の届出事項に変更があったときには、お客様は遅滞なく非課税口座異動届出書（施行令第 25 条の 13 の 2 第 1 項に規定されるものをいいます。）により当組合に届け出るものとします。また、その変更が氏名または住所にかかるものであるときは、お客様は「個人番号カード」等および住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示し、確認を受けるものとします。

- 2 非課税口座を開設している当組合の本支店の変更（移管）があったときは、施行令第 25 条の 13 の 2 第 4 項の規定により、遅滞なく非課税口座移管依頼書を当組合に提出するものとします。
- 3 出国により国内に住所および居所を有しないこととなった場合は、法第 37 条の 14 第 22 項第 1 号または第 2 号に規定する場合に応じ、当該各号に定める「（非課税口座）継続適用届出書」または「出国届出書」を提出するものとします。
- 4 非課税口座開設者が死亡した場合は、施行令第 25 条の 13 の 5 の規定により、「非課税口座開設者死亡届出書」を提出するものとします。

第 16 条（契約の解除）

この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日に解除され、お客様の非課税口座は廃止されるものとします。

- ① お客様が当組合に対して、第 6 条第 1 項に規定する非課税口座廃止届出書を提出したとき 当該提出日 （削除）
- ② 法第 37 条の 14 第 22 項第 1 号に定める「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに法第 37 条の 14 第 24 項に定める「（非課税口座）帰国届出書」の提出をしなかった場合 法第 37 条の 14 第 26 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（5 年経過日の属する年の 12 月 31 日）
- ③ お客様が当組合に対して、法第 37 条の 14 第 22 項第 2 号に定める出国届出書を提出したとき 出国の日 （削除）
- ④ 非課税口座を開設しているお客様が、出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき 法第 37 条の 14 第 26 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 （削除）

開設届出書、非課税口座簡易開設届出書または非課税口座開設届出書の提出後に、当組合に届出した氏名、住所その他の届出事項に変更があったときには、お客様は遅滞なく非課税口座異動届出書（施行令第 25 条の 13 の 2 第 1 項に規定されるものをいいます。）により当組合に届け出るものとします。また、その変更が氏名または住所にかかるものであるときは、お客様は （追加） 住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示し、確認を受けるものとします。

- 2 非課税口座を開設している当組合の本支店の変更（移管）があったときは、施行令第 25 条の 13 の 2 第 4 項の規定により、遅滞なく非課税口座移管依頼書を当組合に提出するものとします。
- 3 出国により国内に住所および居所を有しないこととなった場合は、法第 37 条の 14 第 22 項第 1 号または第 2 号に規定する場合に応じ、当該各号に定める「（非課税口座）継続適用届出書」または「出国届出書」を提出するものとします。
- 4 非課税口座開設者が死亡した場合は、施行令第 25 条の 13 の 5 の規定により、「非課税口座開設者死亡届出書」を提出していただきます。

第 16 条（契約の解除）

この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日に解除され、お客様の非課税口座は廃止されるものとします。

- ① お客様が当組合に対して、第 6 条第 1 項に規定する非課税口座廃止届出書を提出したとき 当該提出日 。
- ② 法第 37 条の 14 第 22 項第 1 号に定める「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに法第 37 条の 14 第 24 項に定める「（非課税口座）帰国届出書」の提出をしなかった場合 法第 37 条の 14 第 26 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（5 年経過日の属する年の 12 月 31 日）
- ③ お客様が当組合に対して、法第 37 条の 14 第 22 項第 2 号に定める出国届出書を提出したとき 出国の日 。
- ④ 非課税口座を開設しているお客様が、出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき 法第 37 条の 14 第 26 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 。

<p>⑤ 施行令第 25 条の 13 の 5 に定める非課税口座開設者死亡届出書の提出があったとき当該非課税口座開設者が死亡した日 <u>(削除)</u></p> <p>⑥ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出たとき 当組合が定める日 <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第 17 条 (免責事項) (省略)</p>	<p>⑤ 施行令第 25 条の 13 の 5 に定める非課税口座開設者死亡届出書の提出があったとき当該非課税口座開設者が死亡した日。</p> <p>⑥ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出たとき 当組合が定める日。</p> <p><u>⑦ お客様が 2021 年 12 月 31 日において 2017 年分の非課税管理勘定を当組合に設定しているが、同日において当組合に個人番号の告知をしていないことにより、令和 3 年度税制改正後の「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）」附則第 73 条第 6 項の規定に基づき、2022 年 1 月 1 日に「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされたとき 2022 年 1 月 1 日。</u></p> <p>第 17 条 (免責事項) (同左)</p>
--	--

投資信託累積投資規定

改正後	改正前
<p>第 1 条 (趣旨)</p> <p>この規定は、当組合とお客様との間の投資信託受益権 (以下「投資信託」といいます。) の累積投資に関する取決めです。当組合は、この規定に従って累積投資契約 (以下「契約」といいます。) をお客様と締結します。 <u>(削除)</u></p> <p>2 この規定に別段の定めがないときは、「投資信託総合取引規定」および同規定第 2 条各号に定める約款・規定またはこの契約にかかる投資信託の目論見書等の定めによるものとします。</p>	<p>第 1 条 (趣旨)</p> <p>この規定は、当組合とお客様との間の投資信託受益権 (以下「投資信託」といいます。) の累積投資に関する取決めです。当組合は、この規定に従って累積投資契約 (以下「契約」といいます。) をお客様と締結します。 <u>なお、当組合が累積投資取引の対象として定める投資信託、および当組合が別に定める「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」に基づき、お客様がつみたて N I S A での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、当組合ホームページ等に掲載するものとします。</u></p> <p><u>ただし、「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」により、お客様がつみたて N I S A での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、つみたて N I S A 以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。</u></p> <p>2 この規定に別段の定めがないときは、「投資信託総合取引規定」及び同規定第 2 条各号に定める約款・海苔定またはこの契約にかかる投資信託の目論見書等の定めによるものとします。 <u>また、累積投資取引のうち、「J A の投信つみたてサービス」の申込方法等については、「「J A の投信つみたてサービス」取扱規定」によるものとし、つみたて N I S A でのお申込みをされる場合には、「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」の規定にも従うものとします。</u></p>

第2条（定義）

累積投資とは、あらかじめ定められた方法により、お客様が指定した貯金口座（以下「指定口座」といいます。）から引き落した金銭またはお客様が当組合に開設された投資信託受益権振替決済口座（以下「振替決済口座」といいます。）に記載または記録されている投資信託の収益分配金等の金銭を対価として同一種類の投資信託の買付注文を継続的に行い、取得することをいいます。なお、累積投資のためにお客様の金銭を分別する口座を「累積投資口座」といいます。累積投資口座でお預かりしたお客様の金銭に対しては、利子、その他いかなる名目による対価も支払いません。

第3条（申込方法）

1～2 （省略）

3 お客様が、個別の投資信託について累積投資を開始するときは、前二項により契約を締結したうえで、当組合に申し込むものとします。ただし、当組合が累積投資の対象としていない投資信託については当該申込みをすることはできません。

なお、当組合が累積投資取引の対象として定める投資信託、および当組合が別に定める「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」（以下、本条において「当該約款」といいます。）に基づき、お客様が特定累積投資勘定にかかる累積投資契約による取引（以下「つみたて投資枠」といいます。）での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、当組合ホームページ等に掲載するものとします。

ただし、当該約款により、お客様がつみたて投資枠のみでの取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、つみたて投資枠以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。

4 累積投資取引のうち定期定額購入取引の申込方法等については「「J Aの投信つみたてサービス」取扱規定」によるものとします。

また、累積投資取引のうち、「J Aの投信つみたてサービス」の申込方法等については、「「J Aの投信つみたてサービス」取扱規定」によるものとし、つみたて投資枠でのお申込みをされる場合には、当該約款の規定にも従うものとします。

第4条～第6条 （省略）

第7条（収益分配金の再投資）

1～2 （省略）

3 非課税口座（租税特別措置法第37条の14第

第2条（定義）

累積投資とは、あらかじめ定められた方法により、お客様が指定した貯金口座（以下「指定口座」といいます。）から引き落した金銭またはお客様が当組合に開設された投資信託受益権振替決済口座（以下「振替決済口座」といいます。）に記載または記録されている投資信託の収益分配金等の金銭を対価として同一種類の投資信託の買付注文を継続的に行い、取得することをいいます。なお、累積投資のためにお客様の金銭を分別する口座を「累積投資口座」といいます。累積投資口座でお預かりしたお客様の金銭に対しては、利子、その他いかなる名目による対価も支払いません。

第3条（申込方法）

1～2 （同左）

3 お客様が、個別の投資信託について累積投資を開始するときは、前二項により契約を締結したうえで、当組合に申し込むものとします。ただし、当組合が累積投資の対象としていない投資信託については当該申込みをすることはできません。

（追加）

4 累積投資取引のうち定期定額購入取引の申込方法等については「「J Aの投信つみたてサービス」取扱規定」によるものとします。

（追加）

第4条～第6条 （同左）

第7条（収益分配金の再投資）

1～2 （同左）

3 非課税口座（租税特別措置法第37条の14第

<p>5項第1号に定める非課税口座をいいます。)の非課税管理勘定(同条同項第2号に定める非課税管理勘定をいいます。)で管理されている投資信託の収益分配金の再投資は、<u>(削除)</u>お客様が特定口座と一般口座を保有されている場合は特定口座で、特定口座を保有されていない場合は一般口座で<u>買付け</u>を行います。</p> <p>4 非課税口座の累積投資勘定で管理されている投資信託の収益分配金の再投資は、<u>お客様が特定口座と一般口座を保有されている場合は特定口座で、特定口座を保有されていない場合は一般口座で買付けを行います。</u></p> <p>第8条～第10条 (省略)</p>	<p>5項第1号に定める非課税口座をいいます。)の非課税管理勘定(同条同項第2号に定める非課税管理勘定をいいます。)で管理されている投資信託の収益分配金の再投資は、<u>非課税限度額を超えない範囲で非課税口座で買付を行います。(ただし、非課税口座において、同条同項第4号に定める累積投資勘定を当該年において設定している場合には、買付を行うことはできません。)</u>また、<u>非課税限度額を超える部分は、お客様が特定口座と一般口座を保有されている場合は特定口座で、特定口座を保有されていない場合は一般口座で買付</u>を行います。</p> <p>4 非課税口座の累積投資勘定で管理されている投資信託の収益分配金の再投資は、<u>当該年において当該非課税口座に累積投資勘定を設定している場合に限り、当該累積投資勘定の非課税限度額を超えない範囲で、非課税口座での買付を行うことができます。</u></p> <p>第8条～第10条 (同左)</p>
--	--

「J Aの投信つみたてサービス」取扱規定

改正後	改正前
<p>第1条～第2条 (省略)</p> <p>第3条 (申込方法)</p> <p>1～2 (省略)</p> <p>3 本サービスの契約は、1指定銘柄につき1契約に限るものとします。 <u>ただし、「農林中金<パートナーズ>長期厳選投資 おおぶね」に関しては、特定口座と非課税口座の特定非課税管理勘定において1契約、一般口座と非課税口座の特定累積投資勘定において1契約の最大2契約に限るものとします。</u></p> <p>第4条 (振替額の引落し)</p> <p>1～3 (省略)</p> <p>4 1指定銘柄当たりの振替額は5,000円以上1,000円単位の金額とし、同一の振替日に複数の指定銘柄の振替額の引落しがある場合には、その銘柄ごとに振り替えることとします。ただし、お客様が当組合の「非課税上場株式等管理、<u>非課税累積投資および特定非課税累積投資</u>に関する約款」に基づき、<u>つみたて投資枠</u>での買付けをする場合は、当該指定銘柄の購入代価(振替額から、第5条第4項所定の手数料や消費税等を除いたものとし、所定の手数料がゼロの場合は振替額と同額とします。以下、本項および第5項において同じ。)の各年ごとの合計額(<u>つみたて投資枠</u>で複数銘柄の買付けを申込み場合は、申込み全銘柄の購入代価の各年ごとの合計額)が<u>120万円</u>を超えることとなるよう</p>	<p>第1条～第2条 (同左)</p> <p>第3条 (申込方法)</p> <p>1～2 (同左)</p> <p>3 本サービスの契約は、1指定銘柄につき1契約に限るものとします。 <u>(追加)</u></p> <p>第4条 (振替額の引落し)</p> <p>1～3 (同左)</p> <p>4 1指定銘柄当たりの振替額は5,000円以上1,000円単位の金額とし、同一の振替日に複数の指定銘柄の振替額の引落しがある場合には、その銘柄ごとに振り替えることとします。ただし、お客様が当組合の「非課税上場株式等管理<u>および非課税累積投資 (追加)</u>に関する約款」に基づき、<u>つみたてNISA</u>での買付けをする場合は、当該指定銘柄の購入代価(振替額から、第5条第4項所定の手数料や消費税等を除いたものとし、所定の手数料がゼロの場合は振替額と同額とします。以下、本項および第5項において同じ。)の各年ごとの合計額(<u>つみたてNISA</u>で複数銘柄の買付けを申込み場合は、申込み全銘柄の購入代価の各年ごとの合計額)が<u>40万円</u>を超えることとなるような振替</p>

な振替額の指定はできません。

5 年6回まで、お客様が指定する割増した振替額を振替口座から引落とし、指定銘柄の買付けをすることができます。ただし、お客様が当組合の「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」に基づき、つみたて投資枠での買付けをする場合は、年2回までとします。また、つみたて投資枠で買付しようとする全銘柄についての、割増した振替額にかかる購入代価の各年ごとの合計額が 120万円を超えることとなるような振替額の割増の指定はできません。

6～8 (省略)

第5条 (買付方法、時期および価額)

(省略)

2 当組合は、(途中省略)とします。

また、お客様が当組合の「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」に基づき つみたて投資枠での買付けまたは成長投資枠でのつみたてによる買付けをする場合、当年12月分の引落としによる買付けが翌年の勘定 (削除) に入ることとなる場合があります。

3～4 (省略)

第6条～第10条 (省略)

第11条 (「JAの投信つみたてサービス」の解約)

(省略)

2 前項に定める場合のほか、お客様が「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」(以下、本条において「当該約款」といいます。)の規定に基づく本サービスのご利用について、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、各号に定める日をもって本サービスを解約する旨をお申し出いただきます。

(途中省略)

(削除)

① 当該約款第16条第1項第1号または第2号の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される日 前の当組合が指定する日

② 当該約款第16条(第1項および第2項を除く)の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される日

③ お客様が当該約款第5条の規定により 特定累積投資勘定を廃止する場合 特定累積投資

額の指定はできません。

5 年6回まで、お客様が指定する割増した振替額を振替口座から引落とし、指定銘柄の買付けをすることができます。ただし、お客様が当組合の「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」に基づき、つみたてNISAでの買付けをする場合は、年2回までとします。また、つみたてNISAで買付しようとする全銘柄についての、割増した振替額にかかる購入代価の各年ごとの合計額が 40万円を超えることとなるような振替額の割増の指定はできません。

6～8 (同左)

第5条 (買付方法、時期および価額)

(同左)

2 当組合は、(同左)とします。

また、お客様が当組合の「非課税上場株式等管理および非課税累積投資 (追加)に関する約款」に基づき NISAまたはつみたてNISAでの買付けをする場合、当年12月分の引落としによる買付けが翌年の勘定 (非課税管理勘定または累積投資勘定) に入ることとなる場合があります。

3～4 (同左)

第6条～第10条 (同左)

第11条 (「JAの投信つみたてサービス」の解約)

(同左)

2 前項に定める場合のほか、お客様が「非課税上場株式等管理および非課税累積投資 (追加)に関する約款」(以下、(追加)「当該約款」といいます。)の規定に基づく本サービスのご利用について、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、各号に定める日をもって本サービスを解約する旨をお申し出いただきます。

(同左)

① お客様が当該約款第10条の2の規定により、累積投資勘定から非課税管理勘定への勘定の種類の変更を行う場合 非課税管理勘定が新たに設定される日の10営業日前

② 当該約款第16条第1項第1号または第2号の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される日 の10営業日前

③ 当該約款第16条(第1項および第2項を除く)の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される日

④ お客様が当該約款第5条の規定により 累積投資勘定を廃止する場合 累積投資勘定が廃

<p><u>勘定が廃止される日</u> <u>前の当組合が指定する日</u> 第 12 条（その他） （省略）</p> <p>2 この規定に別段の定めのないときは、「投資信託総合取引規定」および同規定第 2 条各号に定める約款・規定（当組合の「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」（以下、本条において「<u>当該約款</u>」といいます。）に基づき、お客様が<u>つみたて投資枠</u>での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、<u>当該約款</u>を含みます。）または指定銘柄の目論見書によるものとします。</p> <p>なお、当組合の<u>当該約款</u>に基づき、お客様が<u>つみたて投資枠</u>での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、<u>当該約款</u>のほか本規定にも従います。ただし、<u>当該約款</u>に基づき、お客様が<u>つみたて投資枠のみ</u>での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄として、当組合ホームページ等に掲載した投資信託については、<u>つみたて投資枠</u>以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。</p>	<p><u>止される日</u> <u>の 10 営業日前</u> 第 12 条（その他） （同左）</p> <p>2 この規定に別段の定めのないときは、「投資信託総合取引規定」および同規定第 2 条各号に定める約款・規定（当組合の「非課税上場株式等管理および非課税累積投資（追加）に関する約款」（追加）に基づき、お客様が<u>つみたて N I S A</u>での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、「<u>非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款</u>」を含みます。）または指定銘柄の目論見書によるものとします。</p> <p>なお、当組合の「<u>非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款</u>」に基づき、お客様が<u>つみたて N I S A</u>での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、<u>当該非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款</u>のほか本規定にも従います。ただし、「<u>非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款</u>」に基づき、お客様が<u>つみたて N I S A</u>での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄として、当組合ホームページ等に掲載した投資信託については、<u>つみたて N I S A</u>以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。</p>
---	---

以上

2024 年 1 月 1 日
市原市農業協同組合